公共下水道布設申請書

年 月 日

四日市市上下水道事業管理者

申請人代表者 住所

氏名 印

電話

私道への公共下水道布設に関する要綱第4条の規定に基づき、下記の私道に、公設汚水桝及び取付管を含む公共下水道(以下「公共下水道」という。)の布設を申請する。

なお、公共下水道が布設された場合には、右記記載の申請人は、下水道法第10条第1項及び同第11条の3第1項及び私道への公共下水道布設に関する要綱第6条の規定を遵守し、四日市都市計画下水道事業受益者負担金を納付することを確約します。

また、当該私道への公共下水道布設工事に協力するとともに、工事期間中の車両の駐車等について一切迷惑をかけないことを確約します。

記

私	土地所有者名	土 地 の 所 在	地目	貸付面積 ㎡	幅×延長
		四日市市			
道		四日市市			
		四日市市			
0		四日市市			
		四日市市			
所		四日市市			
在		四日市市			
		四日市市			

公共下水道布設申請人名簿

	申	請	人			建	物	所	有	者
住所	四日市市				住所	四月	目市市			
氏名				印	氏名					印
住所	四日市市				住所	四月	目市市			
氏名				印	氏名					印
住所					住所					
氏名				印	氏名					印
住所					住所					
氏名				印	氏名					印
住所					住所					
氏名				印	氏名					印
住所					住所					
氏名				印	氏名					印
住所					住所					
氏名				印	氏名					印
住所					住所					
氏名				印	氏名					印

公共下水道布設承諾書

年 月 日

四日市市上下水道事業管理者

土地所有者

住所

氏名 印

所有権以外の権利者

住所

氏名 印

私の次の所有地及び権利地に公共下水道を布設することを承諾します。

土 地 の 所 在	地目	地	積	備	考

私道敷使用貸借契約書

貸主_____(以下「甲」という。)と、借主四日市市(以下「乙」という。) は、次の条項により、公共下水道の布設を目的とした、敷地の使用貸借契約を締結する。

(使用貸借物件)

第1条 甲は、その所有する土地のうち、末尾記載の土地(以下「私道敷」という。)を、乙に無償で貸し付けるものとする。

(所有権)

第2条 当該私道敷に布設された公共下水道の所有権は、乙に帰属する。

(使用貸借期間)

第3条 使用貸借期間は、乙が甲に公共下水道布設決定通知書(第6号様式)を交付した日から、 次条の用途を廃止するまでとする。

(用途)

第4条 乙は、私道敷を公共下水道の布設及び維持管理の用途に使用する。

(権利の承継)

第5条 甲が、私道敷の所有権を第三者に譲渡、又は制限物件その他の権利を設定若しくは譲渡 する場合は、譲受人その他新たに権利を取得する者に、この契約に基づき乙が有する権利を承 継させ、乙の当該権利の行使に支障を生じさせてはならない。

(使用上の制限)

- 第6条 甲は、私道敷の上に工作物を設置しないものとする。
- 2 甲は、私道敷を駐車、植栽、物置等に使用してはならない。

(経費の負担及び管理)

- 第7条 甲が自己の都合により公共下水道の廃止、布設替え及び一部変更をするための要する経 費は、すべて甲の負担とする。
- 2 公共下水道の布設替え及び一部変更の実施については、乙の指示に従うものとする。
- 3 甲は、乙が公共下水道の維持管理及び布設替えを目的として私道敷に立ち入ることに異議を 申し立てないものとする。

(他の公共下水道との接続)

- 第8条 甲は、私道敷に布設された公共下水道に、他地区の公共下水道を接続させても、乙に異議を申し立てないものとする。
- 2 甲は、私道への公共下水道布設に関する要綱第4条に基づき提出された一連の書類(第1号様式)に申請人としての名前が記載されていない者に、私道敷に布設された公共下水道を接続させても、乙に異議を申し立てないものとする。

(使用貸借物件の返還及び原状回復)

第9条 使用貸借期間が満了した場合、乙は使用貸借物件を原状に復し甲に返還するものとする。

(疑義等の決定)

第10条 この契約の各条項の解釈について疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

年 月 日

甲

乙 三重県四日市市堀木一丁目3番18号 四日市市 四日市市上下水道事業管理者

土地の表示

土地の所在	地目	貸付面積	m²	位置
				別添

(幅×延長)